

# 第三者向け業務行動・ 倫理基準

第三者向け業務行動・倫理基準（3P基準）は、BBMSが契約を締結する全てのサードパーティ企業、例えばサプライヤー、販売代理店、コンサルタント、代理人、サービス・プロバイダー、合併事業および共同プロモーション会社、研究期間、またはライセンスパートナーなど（第三者）に適用されます。

## チーフコンプライアンス&倫理オフィサーからのメッセージ

ブリistol・マイヤーズスクイブ (BMS) の全ての事業活動は、倫理観とインテグリティおよび適用される全ての法律、規制、ガイドライン、ならびに企業規範の遵守に対する当社の真剣な取り組みの基盤に立脚しています。BMSはまた、最高水準の倫理的行動、ならびに経済面、社会面および環境面における持続可能性にも取り組んでいます。

第三者の為の業務行動・倫理基準 (サードパーティー基準) は、BMSと契約している全ての第三者企業に適用されます。これには、サプライヤー、販売代理店、コンサルタント、代理人、サービス・プロバイダー、合併事業および共同プロモーション会社、研究期間、またはライセンスパートナーが例として挙げられます (第三者)。BMSは、第三者がBMSの成功に重要な役割を果たしていることを認識しており、サードパーティー基準に対するコミットメントを共有する第三者とのみビジネスを行うよう努めています。したがって、BMSの第三者には適用される全ての法律、規制、ガイドラインおよび業界規範に準拠した運用をサポートする為のプロセスやシステムを備えていることが求められます。

### BMS Integrity Line

BMSは、従業員および第三者が、サードパーティー基準への潜在的な違反に関する懸念を報告したり、サードパーティー基準について質問したりする為のIntegrity Line (企業としての完全性を指す為のホットライン) を設けています。第三者は要請に応じて、地方の法令で許される特定の状況においては、可能な範囲内で匿名とされます。BMSは、電話システムテクノロジーを使って発信者番号通知機能を妨げる対策を講じています。本人確認を選択した第三者が誠意を持って報告した場合、BMSは、その者に対して「いかなる報復措置もとらないことを保証します。BMSは、第三者から報告された懸念事項を考察・調査します。

懸念事項を報告する為の現地の電話番号に関しては、[bms.integrity.ethicspoint.com](https://bms.integrity.ethicspoint.com)のウェブサイトを確認することができます。また、このサイトにてウェブベースの報告を行うこともできます。

サードパーティー基準にご協力いただきありがとうございます。

**Adam Dubow**  
上級副社長、チーフ・コンプライアンス&倫理オフィサー



# 目次

<p><b>I. コンプライアンスおよび倫理</b> <b>4</b></p> <p>贈収賄および汚職防止          公正な競争と機密保持          マーケティングとプロモーションの実務          医療従事者または患者とのやり取り          薬事法          データのプライバシーとセキュリティ          貿易          動物愛護          自発的な事前の、および情報に基づいた同意          患者の安全、および情報へのアクセス          利益相反          業務記録の正確性          知的財産          科学的な完全性および研究の完全性</p>	<p><b>IV. マネジメントシステム</b> <b>9</b></p> <p>コミットメントと説明責任          リスク管理          法的要件および顧客要件          懸念事項の報告          不正防止と報告          文書作成          研修と能力          継続的改善          事業継続性          コミュニケーション</p>
<p><b>II. 人権・労働</b> <b>6</b></p> <p>自発的雇用関係          児童労働および若年労働者          非差別と公正な待遇          賃金、福利厚生および労働時間          結社の自由</p>	<p><b>V. 品質</b> <b>10</b></p> <p>変更管理          品質/納品のパフォーマンス          品質システム          包装/ラベリング</p>
<p><b>III. 環境、健康および安全</b> <b>7</b></p> <p>環境認証          廃棄物と排出物          流出と放出          環境に配慮した実務          資源の使用          持続可能な調達とトレーサビリティ（追跡可能性）          労働者保護          プロセスの安全性          緊急時の準備と対応          危険情報</p>	<p><b>VI. ビジネス関係の多様性</b> <b>10</b></p> <p>多様なソースのサポート          経済発展の支援</p>
	<p><b>VII. BMS従業員の行動・倫理基準</b> <b>11</b></p> <p>利益相反          贈答品、接待、もてなし、心付け、他の便宜</p>

# 1. コンプライアンスおよび倫理

第三者は、適用される法律、規制、ガイドライン、業界規範を遵守し、次のような倫理的な態様で業務を遂行しなければなりません：

## 1. 贈収賄および汚職防止

贈収賄、汚職、恐喝および横領は禁止されています。第三者は、ビジネスや政府との関係において、または仲介者を介して、賄賂を支払ったり受け取ったり、その他の違法な勧誘に関与してはなりません。第三者は、贈収賄を防止し、適用される法律を遵守する為の適切なシステムを備えなければなりません。

## 2. 公正な競争と機密保持

第三者は、適用される公正競争法、独占禁止法および公正な取引慣行に従って事業を行うべきです。

第三者は、BMSの見通し、業績または方針について外部に伝えたり、BMSの発行した有価証券の価格に影響を与える可能性のある機密情報を開示したりしてはいけません。第三者は、BMSのビジネスのあらゆる側面に関連する機密情報または専有情報を公に開示してはなりません。

## 3. マーケティングとプロモーションの実務

全てのマーケティングおよびプロモーション用の資料および活動は、高い倫理的、医学的および科学的基準に準拠し、適用される全ての法律、規制、ガイドラインおよび業界規範に準拠しなければなりません。

## 4. 医療従事者または患者とのやり取り

BMSに代わって医療専門家または患者とやり取りする場合、第三者は、倫理的な態様で、適用される法律、規制、ガイドラインおよび業界規範に従ってやり取りを行う必要があります。

## 5. 薬事法

第三者は、製薬業界に関する適用法令を認識し、遵守する必要があります。特に、第三者は、それぞれの国における医薬品の製造の為の基準、医薬品の臨床試験の為の基準要件および臨床検査の為の基準を遵守しなければなりません。

## 6. データのプライバシーとセキュリティ

第三者は、企業、労働者、患者のプライバシー権が保護されることを保証する為に、機密情報を保護し、適切にのみ使用しなければなりません。第三者は、適用されるプライバシー法およびデータ保護法を遵守し、個人データの保護、セキュリティおよび合法的な使用を徹底しなければなりません。

## 7. 貿易

第三者は、貿易が行われる国（または国々）において適用される全ての輸出入管理、制裁法、およびその他の貿易コンプライアンス法を遵守しなければなりません。



## 8. 動物愛護

動物は与える痛みとストレスを最小限に抑えて人道的に取り扱うべきです。動物試験は、動物の入れ替え、使用動物数の削減、苦痛を最小限にする為の手順の改善を考慮した上で実施しなければなりません。代替薬は、科学的に妥当であり規制当局に受け入れられる場合であれば、常に使用すべきべきです。

## 9. 自発的な事前の、および情報に基づいた同意

第三者は、科学的小および医学的実験、製品試験に被験者として、または研究目的で組織、細胞、臓器およびその他の身体部分の提供者として参加する人に関して、書面による、自発的な、事前の、および情報に基づいた同意（インフォームド・コンセント）を確実に取得しなければなりません。

## 10. 患者の安全、および情報へのアクセス

第三者は、患者の健康に対する権利および情報に直接アクセスする権利を含め、患者の権利に悪影響を及ぼすリスクを最小化する為の適切な管理システムを導入しなければなりません。

## 11. 利益相反

第三者は、利益相反を回避し、管理する為に合理的な注意を払うべきです。実際にまたは潜在的な利益相反が生じた場合、第三者には、影響を受ける全ての当事者に通知することが期待されます。

## 12. 業務記録の正確性

第三者は、国際会計原則に従って、正確かつ完全な業務記録を作成し、維持しなければなりません。

## 13. 知的財産

第三者は、知的財産を紛失、盗難、その他の不正使用から保護する必要があります。第三者は、他の第三者の知的財産権も尊重しなければなりません。

## 14. 科学的な完全性および研究の完全性

第三者は、妥協のない倫理的誠実さをもって研究開発を行うべきであり、GLP、医薬品の臨床試験の実施に関する基準および動物愛護に関する基準を含む、適用される法律、規制および実施に関するガイドラインに準拠しなければなりません。



## II. 人権・労働

第三者は、労働者の人権を擁護し、以下を含む、敬意と尊厳をもって労働者を扱うべきです：

### 1. 自発的雇用関係

第三者は、強制的、拘束的、奴隷的、年季奉公的または非自発的な囚人的労働を利用したり、人身売買に従事したりしてはなりません。

### 2. 児童労働および若年労働者

第三者は児童労働を利用すべきではありません。18歳未満の若年労働者は、現地の法令で許可されている場合に限り、危険でない作業に従事することができます。第三者の全ての従業員は、その国の法定雇用年齢または義務教育を修了する為に定められた年齢を超えていなければなりません。

### 3. 非差別と公正な待遇

第三者は、ハラスメントや差別のない職場を提供しなければなりません。性別、人種、肌の色、宗教、国籍、年齢、身体的または精神的障害、妊娠、市民権、退役軍人としての地位、婚姻上の区分、性的指向、性同一性および表現、または法律で保護されているその他の特徴を理由とする差別は認められません。第三者は、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、過剰な力、精神的または身体的強制、および言葉による虐待、またはそのような行為の脅迫を含む人権侵害がない職場を提供しなければなりません。

### 4. 賃金、福利厚生および労働時間

第三者は、最低賃金、時間外労働および強制給付を含む適用される賃金法に従って労働者に支払うべきです。第三者はまた、労働者に対して、彼らが補償されている根拠、時間外労働が要求されているかどうか、およびそのような時間外労働に対して支払われる賃金を遅滞なく伝えなければなりません。残業は自主的で、国内および国際基準に沿ったものであるべきです。

### 5. 結社の自由

第三者は、現地法に定められているように、労働者に対して、自由に結社する、労働組合に加入する（もしくは加入しない）、代表を求める、ならびに労働者評議会に加入する権利を尊重しなければなりません。第三者は、労働者に対して、報復、脅迫、嫌がらせの脅威を感じることなく、労働条件について経営陣とオープンに話し合う機会を提供しなければなりません。

## III. 環境、健康および安全

### A. 環境

第三者は、環境への悪影響を最小限に抑える為に、以下のように、環境的責任のある効率的な方法で活動しなければなりません：

#### 1. 環境認証

第三者は、適用される全ての環境法令、規制、ガイドライン、および業界規範を遵守する必要があります。必要とされる全ての環境許可、ライセンス、情報登録および制限を取得し、それらの運用要件および報告要件を遵守しなければなりません。

#### 2. 廃棄物と排出物

第三者は、廃棄物、大気排出物および排水の安全な取扱い、移動、保管、リサイクル、再利用または管理を徹底する為のシステムを整備しなければなりません。人間の健康または環境上の健全に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物、廃水または排出物は、環境中に放出する前に適切に管理、制御および処理されなければなりません。

#### 3. 流出と放出

第三者は、偶発的な環境への流出および放出を防止し、緩和する為のシステムを備えるべきです。

#### 4. 環境に配慮した実務

第三者は、天然資源を節約し、可能な限り有害物質の使用を避け、適切な物質を再利用またはリサイクルしなければなりません。

#### 5. 資源の使用

第三者は、効率を改善し、資源の消費を削減する為の措置を講じるべきです。

#### 6. 持続可能な調達とトレーサビリティ (追跡可能性)

第三者は、法的小および持続可能な調達を促進するため、重要な原材料の調達先についてデュー・ディリジェンスを実施しなければなりません。



### III. 環境、健康および安全

#### B. 安全衛生

第三者は、第三者が提供する居住区域を含め、安全で健康的な作業環境を提供しなければなりません。その他の重要な安全衛生要件には以下が挙げられます：

##### 1. 労働者保護

第三者は、作業場における化学的、生物学的および物理的危険への過剰暴露から作業者を保護しなければなりません。

##### 2. プロセスの安全性

第三者は、化学物質の壊滅的な放出を防止または緩和する為の計画を備えているべきです。

##### 3. 緊急時の準備と対応

第三者は、職場における緊急事態を特定および評価し、緊急時計画ならびに対応手順を実施することにより、その影響を最小限に抑えるべきです。

##### 4. 危険情報

従業員を教育および訓練し、危険から保護する為に、医薬化合物や医薬中間体などの危険物に関する安全情報を提供しなければなりません。





## IV. マネジメントシステム

第三者は、以下の第三者基準の遵守を確実にするのに役立つ管理プロセスを採用しなければなりません：

### 1. コミットメントと説明責任

第三者は、適切な資源を割り当てることにより、これらの第三者基準に明示されている概念に対するコミットメント（誓約、取り組み）を示さなければなりません。

### 2. リスク管理

第三者には、これらの第三者基準で扱われている全ての領域のリスクを監視および管理するメカニズムを備えていることが必要です。

### 3. 法的要件および顧客要件

第三者は、該当する現地の法律、規制、および関連する顧客の要件を特定し、遵守する必要があり、また適用されるガイドラインと業界規範に従う必要があります。

### 4. 懸念事項の報告

第三者の全ての従業員は、報復を恐れることなく職場で懸念や違法行為の可能性を報告するよう奨励されるべきです。第三者は、必要に応じて調査し、適切な是正措置を講じる必要があります。

### 5. 不正防止と報告

第三者は、強力な不正防止および報告プログラムを備えている必要があります。第三者は、重要性に関係なく、BMSビジネスに関連する潜在的な不正行為をBMSに速やかに報告する必要があります。

### 6. 文書作成

第三者は、これらの第三者基準および適用される法律、規制、ガイドライン、業界規範への準拠を示す文書を維持する必要があります。

### 7. 研修と能力

第三者は、これらの第三者基準の期待に対処する為に、経営陣と労働者の適切なレベルの知識、スキル、能力を達成する研修プログラムを整備しなければなりません。

### 8. 継続的改善

第三者は、内部または外部の評価、査察またはマネジメントレビューによって特定された欠陥について、目的を設定し、計画を実施し、適切な是正措置を講じて、内部統制環境を継続的に改善しなければなりません。

### 9. 事業継続性

第三者は、BMSビジネスをサポートする運用の為に適切なビジネス継続性計画を開発および実施する必要があります。これらの計画は、BMSビジネスの中断を最小限に抑え、BMSの評判を保護するために、部分的または完全に中断された重要な機能を迅速に回復および復元するように設計し、かつ最新に保つ必要があります。

### 10. コミュニケーション

第三者は、これらの第三者基準を労働者、請負業者および供給者に伝達する為の効果的なシステムを備えている必要があります。

## V. 品質

### 1. 変更管理

第三者（サブサプライヤーを含む）は、BMSからの書面による事前の承認なしに、BMSが購入する商品の仕様、部品設計、材料、製造プロセス、製造場所、または登録ステータスを一切変更してはいけません。

### 2. 品質/納品のパフォーマンス

第三者は、BMSの要件に従って期限どおりに納品する必要があります。第三者は、製品の品質の出来を監視し、内部欠陥の減少、顧客の苦情、および出荷された欠陥によって評価される継続的な改善を実証する必要があります。第三者は、BMSの全ての苦情に遅滞なく対応できる能力を備えていなければなりません。

### 3. 品質システム

第三者は、製品が生産および流通される国における全ての政府規制に適合する品質システムおよび製品登録を備えていなければなりません。

### 4. 包装/ラベリング

製品は適切なラベル情報で適切に識別され、これによって誤識別が発生しないことが保証され、完全なトレーサビリティ（追跡可能性）が可能となります。

## VI. ビジネス関係の多様性

BMSは、ビジネスの世界でこれまであまり注目されてこなかった企業と持続可能なビジネス関係を構築するという考えを擁護しており、これらの目的を共有する第三者とビジネスを行うことを目指しています。

### 1. 多様なソースのサポート

BMSは、特に全てのお客様のニーズに正しく応えるためには、多様な才能と視点が不可欠であると認識しています。BMSは、マイノリティ、女性、退役軍人、障害者、LGBTなど、世界的な多様性を代表する個人が所有する企業から高品質の商品、サービス、資材を調達することを目指しています。第三者も同様のことを実践しなければなりません。

### 2. 経済発展の支援

第三者は、経済発展を促し、前向きな変化をもたらすために、失業率が高く、世帯所得の中央値が低い、困窮した地域に所在する適格な中小企業や企業とのパートナーシップを構築しなければなりません。

## VII. BMS従業員の行動・倫理基準

本原則に加え、BMSは、BMSの全従業員が業務を遂行する上で遵守すべき基本原則を定めた「誠実性の原則」、「行動規範」、「倫理規範」を定めています。したがって、BMSの従業員と交流する第三者は、利益相反および接待・贈答品の受領に関する特定の原則を理解し、遵守することが求められます。

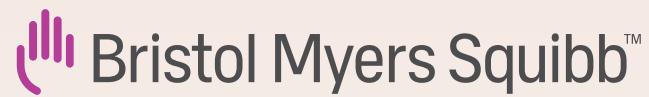
### 1. 利益相反

BMSは従業員に対し、潜在的な利益相反を示す、またはその可能性のある外観を作成する状況を回避することを要求しています。利益相反とは、従業員の個人的、社会的、経済的利益を含む個人的利益が、BMS業務を遂行する上での当該従業員の責任遂行に何らかの形で干渉する場合に発生します。

### 2. 贈答品、接待、もてなし、心付け、他の便宜

BMSの従業員は、ビジネス上の意思決定に影響を与える、または影響を与えると思われるような贈り物を決して受け取ってはなりません。BMSが取引している事業体からの贈答品、接待、もてなし、心付け、またはその他の便宜の受領は、BMSを代表して行動する義務の暗示によって利益相反を引き起こす可能性があるため、一般的には受け入れられません。





430 E. 29th Street, 14th Floor, New York, NY 10016 • 212-546-4000

[bms.com](https://www.bms.com)

©2020 Bristol-Myers Squibb Company. 無断転載を禁止します。2020年2月